

第2節 介護サービス・在宅医療の提供体制の充実

1 介護サービスの提供体制の充実

高齢者や家族の多くは、住み慣れた地域での在宅生活を望んでいます。高齢者の生活機能が低下し、介護が必要な状態になっても、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活するためには、切れ目のない多様な介護サービスの提供が必要です。

在宅生活を継続するためには、生活機能が徐々に低下し始める早い段階から、生活機能の維持・向上に効果の高いサービスの提供が重要であり、さらに、介護が必要な状態となった場合には、24時間対応や認知症対応の介護サービスなど、質の高い居宅サービスの提供が不可欠となります。

そのため、既存の居宅系サービスに加え、訪問・通所・宿泊を一体的に提供する小規模多機能型居宅介護や、医療的ニーズのある要介護高齢者に対応できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護といった新たなサービスの普及を促進することで、在宅ケアの限界点を高めていきます。

また、介護保険サービスがその利用者の自立した生活に資するものとなるよう介護支援専門員（ケアマネジャー）に対するケアマネジメント支援を強化していくとともに、介護職員の人材確保・養成、介護家族への支援など、介護サービスの提供体制の充実を図っていきます。

1 介護保険サービスの円滑な提供

在宅での介護保険のサービスとして、要支援認定を受けた軽度の方には「介護予防サービス」を、要介護認定を受けた方には「居宅サービス」を提供しており、そのほか、住み慣れた地域での生活を継続できるように身近な地域で提供される「地域密着型サービス」があります。これらのサービスが円滑に提供される体制を整え、在宅での高齢者の暮らしを支援していきます。

また、在宅ケアの限界点を高めていくため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護といった新たなサービスの普及を促進していきます。

(1) 各介護保険サービスの見込量

ア 介護予防サービスの見込量

要支援1・2と認定された方には、要介護状態になることや要介護度の重度化をできる限り防ぐことを目的として介護予防サービスを提供しています。（表15）

なお、介護予防サービスのうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」に

については、平成 29 年4月から、今般の制度改正により新たに創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」の枠組みの中に移行し、「訪問型サービス」及び「通所型サービス」として、多様な担い手によりサービスの提供を行っていくこととしています。

■表 15 介護予防サービス一覧

区 分		サ ー ビ ス の 種 類
介護予防サービス	通 い	介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション
	訪 問	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション
	福祉用具等	介護予防福祉用具貸与・介護予防住宅改修 特定介護予防福祉用具販売
	その他	介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護
介護予防居宅療養管理指導・介護予防特定施設入居者生活介護		
地域密着型 介護予防サービス		介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
ケアマネジメント		介護予防支援

（※サービスの内容については 51 ページを参照。なお、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防住宅改修については 38 ページを、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については 37 ページを、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護については 53 ページを参照）

第6期計画における介護予防サービスの見込量は、次のとおりです。

■表 16 介護予防サービスの見込量

単位：人／月（実利用者数）

区 分		H25 年度 実績	H26 年度 見込み	H27 年度	H28 年度	H29 年度
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護	1,562	1,538	1,455	1,404	672
	介護予防訪問入浴介護	2	1.2	1	1	2
	介護予防訪問看護	166	191	209	236	267
	介護予防訪問リハビリテーション	7	6	5	4	5
	介護予防居宅療養管理指導	64	129	123	157	190
	介護予防通所介護	2,795	2,991	3,134	3,327	1,758
	介護予防通所リハビリテーション	461	439	429	416	406
	介護予防短期入所生活介護	47	50	55	59	63
	介護予防短期入所療養介護	2	1.5	4	5	6
	介護予防特定施設入居者生活介護	62	66	71	85	102
	介護予防福祉用具貸与	1,128	1,272	1,369	1,509	1,664
	特定介護予防福祉用具販売 (1月当たりの人数)	34	34	31	30	30
介護予防住宅改修(1月当たりの人数)		54	48	35	25	14
介護予防支援		4,529	4,720	4,842	5,023	3,918
介護 予 防 サ ー ビ ス 地 域 密 着 型	介護予防認知症対応型通所介護	0.3	—	—	—	—
	介護予防小規模多機能型居宅介護	40	42	33	29	26
	介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	3	2	3	3	3

イ 居宅サービスの見込量

要介護1から5と認定された方のうち、在宅で生活している方には、1人ひとりの状態に応じて、「通い」、「訪問」、「福祉用具貸与」等の様々な居宅サービスを提供しています。

なお、平成28(2016)年4月から、利用定員が18人以下(予定)の通所介護は、新たに創設される地域密着型通所介護に移行することとなっています

■表17 居宅サービス一覧

区 分		サービスの種類
居宅サービス	通い	通所介護・通所リハビリテーション
	訪問	訪問介護・訪問入浴介護 訪問看護・訪問リハビリテーション
	福祉用具等	福祉用具貸与・住宅改修 特定福祉用具販売
	その他	短期入所生活介護・短期入所療養介護
居宅療養管理指導・特定施設入居者生活介護		
ケアマネジメント		居宅介護支援

(※サービスの内容については52ページを参照。なお、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修については38ページを、特定施設入居者生活介護については37ページを参照)

第6期計画における居宅サービスの見込量は、次のとおりです。

■表 18 居宅サービスの見込量

単位：人／月（実利用者数）

区 分	H25 年度 実績	H26 年度 見込み	H27 年度	H28 年度	H29 年度
訪問介護	3,213	3,361	3,268	3,421	3,536
訪問入浴介護	145	137	121	109	95
訪問看護	1,113	1,187	1,194	1,268	1,328
訪問リハビリテーション	62	70	80	86	91
居宅療養管理指導	2,096	2,506	2,000	2,256	2,488
通所介護	4,775	5,083	4,885	3,986	4,179
通所リハビリテーション	1,286	1,275	1,263	1,261	1,242
短期入所生活介護	1,212	1,184	1,038	977	896
短期入所療養介護	84	75	69	65	60
特定施設入居者生活介護	451	485	538	653	777
福祉用具貸与	4,011	4,325	4,560	4,930	5,255
特定福祉用具販売 （1月当たりの人数）	62	63	79	88	97
住宅改修（1月当たりの人数）	55	58	60	62	65
居宅介護支援	7,572	7,890	7,855	7,980	8,034

ウ 地域密着型サービスの見込量

地域密着型サービスは、要介護認定を受けた方ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるように、身近な地域において提供されるサービスで、その利用者は原則として本市の市民に限定されます。

なお、平成28年4月から、定員が18人以下（予定）の地域密着型通所介護が新たに創設されます。

■表 19 地域密着型サービス一覧

地域密着型サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
地域密着型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
看護小規模多機能型居宅介護
地域密着型通所介護（平成28年4月からサービス開始）

（※サービスの内容については53ページを参照。なお、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については37ページを参照）

第6期計画における地域密着型サービスの見込量は、次のとおりです。

■表 20 地域密着型サービスの見込量

単位：人／月（実利用者数）

区 分	H25 年度 実績	H26 年度 見込み	H27 年度	H28 年度	H29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	6	71	71	71
夜間対応型訪問介護	3	0.6	—	—	—
認知症対応型通所介護	141	125	91	66	44
小規模多機能型居宅介護	319	407	404	462	527
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	826	874	946	961	1,006
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （小規模特別養護老人ホーム）	308	412	467	539	671
看護小規模多機能型居宅介護	—	—	25	25	25
地域密着型通所介護	—	—	—	1,176	1,232

(2) 新たな在宅サービスの理解を深めていく取組の実施

サービス供給量の拡大が求められる定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護について、安定的にサービスを提供している事業者の取組を紹介し、新たな事業者の参入を促進するとともに、ケアマネジメントを担う介護支援専門員（ケアマネジャー）や退院支援を行う病院、在宅生活を希望する高齢者等に対し、利用のメリットや実態などを周知し、サービスの普及を図ります。

(3) 小規模多機能型居宅介護の普及の促進

サービスの利用促進が求められている小規模多機能型居宅介護（平成27年3月末時点で24箇所）について、ケアマネジメント支援等を通じて、その「訪問」の機能を高めるとともに、空きスペースを活用した介護予防教室やコミュニティサロン等の開催により、地域とのつながりを強め、在宅ケアを支える拠点としての機能強化を図ります。

2 介護サービスの質の確保と向上

被保険者に対する介護サービスの提供においては、サービスの供給体制を整備していくことと併せて、サービスの質の向上を図っていくことが重要です。

サービスの質の向上に向け、介護職員や事業者等に対する研修体制をさらに充実させていくとともに、介護保険サービスの適正な事業運営を確保するため、介護保険事業者に対する指導・監督を推進していきます。

また、本市を含め、全国的にも介護人材の不足が問題となっていることから、これまで以上に人材の育成及び確保に取り組んでいきます。

(1) 研修体制の充実

介護サービスの質の向上を目的として、サービス提供の要となる介護支援専門員（ケアマネジャー）に対して、その資質と専門性の向上を図るため、資格の更新制度と継続的な研修が義務付けられています。また、介護職員についても、能力向上・能力開発を目的とした研修制度が体系化されています。

高齢者の尊厳を支える適切で良質なサービスが提供されるように、金沢市医師会や金沢市介護サービス事業者連絡会など関係機関との協働による研修等を通じてサービスの質の向上を図ります。

ア 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修

市内の居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに所属する主任介護支援専門員について、集中的な研修により、他の介護支援専門員に対してケアマネジメント支援を行う担い手へと育成していきます。

また、こうした主任介護支援専門員を中心に、地域の中で日常的にケアマネジメント支援が行える体制を構築し、内容及び実施件数の充実を図っていきます。

イ 介護保険事業者、介護職員等に対する研修

介護保険事業者、介護職員等を対象に利用者の安全と安心を確保するための研修を実施しています。

また、権利擁護に関する研修や、市に寄せられた苦情についての事例報告等も行っています。

引き続き、介護サービス事業者連絡会と連携し、全体研修や部会ごとの研修をさらに充実させることにより、介護保険サービスの適切な運営と質の確保を図っていきます。

ウ 金沢市地域包括支援センター職員に対する研修

地域包括支援センターの職員は、その職種に応じた研修を積極的に受講しており、また、外部講師を招き、関係機関の人たちも対象とした研修会などを開催しています。

今後は、地域包括ケアの拠点としての役割が一層重要になってくることから、センター職員に対し、支援が必要な高齢者等への援助技術や総合的なサービス調整能力の向上を図っていきます。

(2) 介護保険事業者の指導監督の推進

金沢市介護保険運営協議会の苦情等専門部会において、利用者や家族等からのサービス利用に関する苦情等の内容を協議し、事業者に対し、サービスの質に関する日常的な指導を適宜行っていきます。

また、介護保険事業所に対し、実地指導や集団指導を適切に実施するとともに、個別の研修、指定後のチェック等により事業所の適正な運営の確保を図ります。

さらに、地域包括支援センターの公平・中立かつ適正な運営の確保については、地域包括支援センター運営協議会において、その運営状況を検証し、必要に応じ指導を行います。

(3) 介護職員の人材確保・養成

介護職員の人材確保については、石川労働局及び介護労働安定センターと連携しての研修又は介護保険事業者への実地指導等を通じて、職員の処遇改善など労働環境の改善を支援し、人材の確保を図っていきます。

また、介護職員の定着と資質向上を図るため、気軽に相談できる窓口や情報交換の場（ケアワーカーカフェ）を提供していきます。

さらに、石川県が設置した「いしかわ介護・福祉人材確保対策推進協議会」において、

2025 年に向けて中長期的視点に立った介護・福祉人材の確保・養成に関する基本計画が策定されることから、石川県と密に連携し、計画における取組に協力していきます。

3 地域包括ケアシステムにおける各介護保険サービスの役割の周知

地域包括ケアシステムを構築していくに当たり、居宅系サービスや介護保険施設等の各介護保険サービスが地域の中で果たしていくべき役割を、市民や介護保険事業者、医療機関等に分かりやすく周知していきます。

4 家族介護への支援

家族介護を支援するためには、介護サービスの充実や適切な休息（レスパイト）などを通じて、介護疲労や介護負担をできる限り軽減されるようにしていくとともに、適切な介護情報や、介護知識・技術を習得できるような機会を充実していくことが求められます。

そのため、24 時間対応型の介護保険サービスの充実や短期入所の利用が集中する時期における受入施設の確保、家族介護教室の開催など、家族介護を支援する取組を充実させていきます。